

(様式1)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:スポーツ課)

1	施設名	滋賀県立伊吹運動場		
2	施設の概要	・敷地面積: 10,130.00㎡ ・建築面積: 459.45㎡ ・延床面積: 664.27㎡ ・施設構造: 鉄筋コンクリート造1階建 他		
		・施設内容: (所在地) 米原市春照105 人工芝グラウンド 6,970㎡ 11人制1面(6人制3面) 管理棟(本部室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室) 観客席(約500人)		
3	募集概要	募集方法	公募	
		募集要項配布期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	
		申請受付期間	令和2年9月1日 ~ 令和2年10月2日	
		指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日(5年間)	
		管理業務内容	(1) 施設および設備器具の提供 (2) 体育・スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施 (3) その他運動場の設置の目的を達成するために必要な業務	
	管理料参考額	10,060,000円(消費税および地方消費税を含む。)		
4	応募状況	申請者		
		所在地	名称	グループの構成 (グループ申請の場合)
		滋賀県米原市春照77番地の2	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	—
		合計1者		
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会(スポーツ部会)において、申請書類の内容について申請者からヒアリングを実施し、あらかじめ定めた選定基準に基づく審査・採点を行い、その採点結果を基に指定管理者の候補者を選定する。	
		選定委員会委員(スポーツ部会) *部会長(50音順、敬称略)	*豊田 則成(びわこ成蹊スポーツ大学副学長) 竹内 恵子(滋賀県身体障害者福祉協会常務理事) 藤 崇之(公認会計士) 松永 敬子(龍谷大学経営学部教授) 山口 昭二(滋賀県スポーツ推進委員協議会副会長)	
		審査基準	別紙参照	
		審査経過	滋賀県文化スポーツ部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月23日 (内容) 申請書類の内容についてのヒアリングを実施、審査基準に基づく審査・採点、採点結果を基に審議、指定管理者の候補者を選定	

審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団							
	評価結果、選定理由、選定委員会の概要	【評価結果】 ○選定基準に基づく採点結果							
		申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	選定基準6	合計
		公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	23.6	50.0	50.8	56.6	13.6	6.6	201.2
		※点数は各委員の平均値 (300点満点)							
		○各委員の採点結果 (5名中5名出席)							
		申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
		公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	223	202	196	184	201	1,006	201.2
		○提示額一覧表							
		申請者	提示額						
	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	10,060,000円							
	【選定理由】 申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平利用の確保を図るとともに、利用者サービス向上のためのアンケートを実施するなど、サービスの向上に取り組むこととしている。 また、管理運営の効率化に関する提案もあり、審査基準を全て満たしていると判断されたため。								
	【指定管理者選定委員会の概要】 (委員) コロナの感染拡大、熱中症に対する対応は。 (申請者) コロナ対策としては、県、市のルールに従いチェックシートや利用者名簿の作成、消毒液の設置や検温で対応している。 併せて、観客席の利用制限として500席を196席に制限している。 熱中症対策としては、エアコン部屋での休憩や飲み物を提供できる準備をしている。 。 (委員) 普通救命講習の資格は全員持っているのか。 (申請者) 体育施設に勤務している者は全員所持している。								
	以上の結果、公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団を指定管理者の候補者として選定した。								

選定基準、審査項目および審査内容（伊吹運動場）

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が 県民の公平な利用を 確 保することができるもの であること。 (配点：30)	指定管理者の申 請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が県民の利益に合 致しているか。 (10)
	管理運営の基本 方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。 (10)
	公平利用の確保	一般的に県民の公平な利用が図られる内容となっているか。 (10)
(2) 事業計画の内容が 施 設の効用を最大限 に発 揮させるものであるこ と。 (配点：75)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供 が可能となる内容となっているか。 利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られて いるか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっている か。 (25)
	利用促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取組がなされ、収入増が 図られているか。 (25)
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。 (25)
(3) 事業計画の内容が 施 設の管理に係る経 費の 縮減が図られるものであ ること。 (配点：75)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容（外部への一部委託を含む）となっ ているか。 (40)
		管理運営の経費（外部への一部委託を含む）の縮減が図られているか 。 (35)
(4) 事業計画に沿った 管 理を安定して行う能力を 有すること。 (配点：90)	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっ ているか。 (20)
		施設管理業務に関する知識等を有しているか。 (20)
		十分な安全対策を講じているか。 (20)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた 計画になっているか。（収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画にな っていないか。） (5)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる 能力を有しているか。 (20)
	業務実績	スポーツ施設（社会教育施設）またはこれに類する施設における良好 な管理運営を行った実績を有しているか。（5）
(5) 法令を遵守し、災害 その他緊急時の対応能力 を有すること。 (配点：20)	法令遵守	関係法令および条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになって いるか。（個人情報の管理や情報公開への対応なども含む） (10)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者 による迅速な対応が可能か。 (10)
(6) その他の基準 (配点：10)	県内における 事業の展開	県内に主な事業所を置き、または置こうとして、県内における事業を 積極的に展開しようとしているか。 (5)
	その他の取組	管理業務の実施にあたって、環境への配慮や、サービスの向上を図る ための人材育成、さらに障害者の雇用や職場における人権への配慮が なされているか。 (5)